



# やらまいか

クラブテーマ：リラックス・ロータリー ～親睦と奉仕、肩の力を抜いて～

会長／**樺山修一** 幹事／**細井勉** 会報委員会／**大仁孝泰・鈴木卓也** 例会／毎週火曜日 12:30 豊川商工会議所  
事務局／豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所会館内 TEL0533-86-2535 Fax0533-86-8889 HP: <http://toyokawahoi.tank.jp/>

本年度第35回 通算1714回 2023年4月18日(火)	出席報告	会員総数	出席者数	出席率	4/4 修正出席率
		71名	42名	64.6%	76.9%

ゲスト：(なし) ビジター：(なし)

## ★会長あいさつ



## 樺山修一会長

先週末に開催されたWFFに、私は日曜日に参加してきました。土曜日は残念ながら天気が悪かったのですが、日曜日は好天

に恵まれ、多くの方が来場していました。特に印象に残ったのは、ロータリー広場のステージで、神野パストガバナーを中心とした名古屋名駅 RC のウクレレチームがフラダンサーと共にパフォーマンスを披露していました。名古屋のメンバーが熱心にイベントを盛り上げているのを見て、私たち東三河からは少し距離感を感じてしまいました。

本日は「2025年問題」について話したいと思いません。

「団塊の世代」とは、戦後1947年から1949年に生まれた人々を指します。この世代は、高度成長期に活躍し、今でも日本社会を支える存在です。しかし、2025年には全員が後期高齢者となり、高齢化社会に直面する問題が大きく増えることが予想されています。

この問題は、医療や福祉の分野だけでなく、一般企業にも大きな影響を与えます。2025年までに、中小企業や小規模事業者の経営者約245万人が70歳を迎え、半数で後継者が決まっていなかったとされてい

ます。後継者のいない企業は、黒字廃業に追い込まれ、約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われると言われていています。

また、高齢者は増加する一方で、人口減少により労働人口は減り、人手不足が深刻化すると予想されています。さらに、親の介護や看護のために離職する従業員も増加することが予想されます。

このような状況に対して、企業は後継者の育成や従業員の健康や介護のサポート、業務の効率化やシステムの導入などが必要となります。政府や企業は、超高齢化社会に向けた準備を進め、社会全体で協力することが求められています。

当クラブには71人のメンバーがいますが、団塊の世代に当たる人はわずか4人です。意外に少ないと感じました。一方、ボリュームゾーンは1967年から1969年生まれの13人で、次いで1958年から1960年生まれの11人となっています。人口ピラミッドで三角形の形状をしており、理想的な若いメンバーが多い構成になっています。しかし、この形を維持していくためには、若いメンバーの増強が必要不可欠です。引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

本日は乙部会員から「生前贈与・相続税について」の卓話です。よろしくお祈りいたします。

## ★幹事報告

## 細井 勉幹事

例会臨時変更のお知らせ  
例会休会と次回例会のお知らせ

## ★卓話「生前贈与・相続税について」

乙部享祐会員



こんにちは。今月3回目の登場です。本日は、生前贈与と相続税についてお話をさせていただきます。

相続税と贈与税の関係は、贈与税は相続税の補完税と言われています。贈与税がないと生前に好きなだけ財産を渡して、相続税の課税を逃れることが出来てしまうので、それを補完するために相続税の補完税となっています。条文的にも、相続税法の中に贈与税と言うのが含まれています。

生前贈与の種類として、主に非課税というところの話をしたと思います。暦年贈与、住宅等取得等資金贈与、配偶者贈与、相続時精算課税制度による贈与、教育資金の一括贈与です。

教育資金の一括贈与につきましては、基本的に手続きは銀行を通して行うことになります。我々税理士がやることは殆どありません。ですので、正直良く分かりません。教育資金の一括贈与のうち、余った資金については相続税の加算されることがあります。

暦年贈与は、暦年(1月1日～12月31日)のうちで贈与を受けた人が翌年3月15日までに贈与税を申告と納付をします。暦年で110万円までは贈与税は非課税になります。ただし、相続または遺贈により財産を取得した人が、相続開始前3年以内に受けた贈与については相続財産に加算して相続税を計算します。昨年の税制改正により、2024年以降の贈与については、3年分ではなく7年分を加算することになりました。来年に相続が発生したら直ぐに7年分ではなく、実際に7年分加算するのは2031年相続開始分からになります。

贈与税と相続税の税率比較は、贈与税は税率が2種類あります。一般贈与と特例贈与があります。特例

贈与は、親から子へ渡す場合です。贈与を受けた財産から非課税枠の110万円を引いた財産がどのくらいあるかによって、税率が変わってきます。最低税率は10%、最高税率50%になります。

対しての相続税は、相続財産は基礎控除したあとで法定相続の計算をします。1千万円以下だと10%になります。最高で55%になります。贈与税のだと1千万円で40%になりますので、いかに贈与税は高いかがわかると思います。

基本的には、生前贈与をするよりも、相続税で計算をした方が多くは低い税率になるかだと思います。ものすごい財産がある人は、場合によっては生前贈与を1千万円ぐらいずつした方が良い場合もあります。相続税の計算は、その亡くなった人が持っている全ての財産を合計した後でないと計算ができませんので、全体を把握して、色々と比較して考え行くことになります。皆さんのお知り合いの税理士に相談して頂くと良いかと思います。

次に住宅取得等資金贈与については、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、一定の非課税枠があります。非課税枠が毎年変わっていますので、良く調べる必要があります。現在は、省エネ等住宅の場合には1千万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円までが非課税となっています。暦年贈与の非課税110万円との重複もできます。それを超えた分については、通常の贈与税率の贈与税が掛かります。住宅取得等資金贈与は、色々と細かい要件がありますので、実際に住宅を建てる計画の段階から相談して進めていくのが良いです。

配偶者贈与については、夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときには、一定の配偶者控除があります。要件としては、夫婦の婚姻期間が20年以上過ぎて贈与が行われたこと。居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること。非課税枠は、贈与を受けた場合には、受けた年の翌年3月15日までに申告をするという要件もあります。暦年課税の110万円とは別に最高で2千万円までの控除があります。相続開始前3年以内の贈与であっても2千万円までは加算しなくても良いです。

相続時精算課税制度による贈与については、60歳以上の父母から18歳以上の子へ贈与をした場合に適用する制度です。これは孫でも適用されます。2,500万円まで控除することができます。これは、相続時精算課税制度による選択届出書の提出と贈与税の確定申告が必要になります。この届出書を提出すると、以降は暦年課税による贈与は使えなく



なります。2, 500万円を超えた場合に、超えた金額は今後一律20%の贈与税が発生します。こちらの注意点としては、相続時精算課税制度により贈与を受けた財産については、相続開始時に相続税の課税価格に加算する必要があります。そのため、相続税が掛かる予定がある人は、この相続時精算課税制度を使うメリットがありません。税金のことだけではなく、将来的に相続が発生する時に、相続人間で揉めそうなことがある場合には、こちらの制度を使って贈与をしておけば、財産については名義変更など先にできるため税金以外のところのメリットがある場合もあります。揉めそうな場合には、遺言書を残しておくことが無難だと思われます。不動産の場合には、遺言書を書いておけば名義変更はできます。

相続時精算課税も改正がありまして、暦年課税の贈与の110万円が使えなくなると言いましたが、2024年から年110万円までは非課税になります。これは暦年課税の非課税とは違いますが、相続時精算課税にも非課税枠が設けられる予定です。その部分については、相続財産にも加算しなくて良いとなる予定です。

その他の相続税対策としては、皆さんが活用されている法定相続人の生命保険500万円×法定相続人の人数までは、相続税の非課税となります。保険を非課税枠まで入って活用されることも良いのではないかと思います。以上で、生前贈与・相続税について、ご質問があれば個人的に対応させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

### ★ニコニコボックス

鳥居信行さん 地価公示価格冊子のご活用下さい  
井指光基会員 誕生日を祝って頂き  
大沢茂樹会員 //  
大木悦子会員 //  
青谷友章会員 結婚記念日を祝って頂き  
山本博史会員 //  
乙部享祐会員 事業所創業を祝って頂き  
田中健司会員 入会記念日を祝って頂き  
藤原事務局員 葬儀の会葬御礼

### ★国際ロータリーFacebook 紹介

大阪のロータリー会員の方々は、今年2月26日の大阪マラソンへの参加を通じてこどもホスピスに資金的な援助をしたほか、ホスピスの活動への認識向上のためにホスピスの子どもたちと一緒に沿道で応援しました。



今日4月25日は世界マラリアデーです。初の大規模プログラム補助金を受領した「Partners for a Malaria-Free Zambia」では、ゲイツ財団やワールドビジョンと協力し、マラリアの発症数を減らすためにさまざまな活動が行われています。現地のロータリー会員でもあるエリック・リスワニソさんは、予防できたはずのマラリアで家族が苦しむことのないように、このプログラムに献身的に取り組んでいます。

詳しくはブログから→

<https://on.rotary.org/41XL0pV>

